

- ④ ゆりかごの利用を回避できた事例
- 県外に居住する未婚女性が一人で自宅出産した新生児を、ゆりかごに預けようと熊本に連れて来たが、慈恵病院に行く前に思い直し、友人に相談した。子どもは保護された。

2. 養子縁組の状況

(1) 特別養子縁組と養子縁組

- ① 特別養子縁組制度
 - 特別養子縁組は、思いがけない妊娠により出生した児童の福祉を図る方法としても、制度がかなり定着しているとされる。
- ② 棄児の場合の特別養子縁組
 - 児童相談所が関与する遺棄児童の特別養子縁組事例では、平成13年度から平成19年度の61事例のうち、手続き中の3事例を除き、すべて縁組が成立している。
 - ゆりかご事例で親が判明しないケースの棄児については、前例がないため、家庭裁判所でどのような判断がなされるのかは明確な予測がつけにくい。
- ③ 普通養子縁組
 - ゆりかご事例についても、特別養子縁組の申立ができる6歳をこえた場合や里親の下で18歳まで養育をされた後、普通養子縁組を結ぶ場合も考えられる。
- ④ ゆりかご事例と特別養子縁組
 - 親が判明し親元の児童相談所にケース移管したゆりかご事例のうち1件について、実親の同意に基づき、平成21年4月に特別養子縁組が成立している。

(2) 国際養子縁組

- 国際養子縁組は、平成19年度601件となっている。

3. 妊娠・出産・養育支援にかかる全国の取組

- ① 相談体制・相談方法
 - 妊娠・女性の健康に係る専門の相談窓口、母子健康手帳の活用、ワンストップの相談窓口などの取組がある。
- ② 福祉・保健・医療間での連携による支援
 - ハイリスク妊婦の情報提供・情報交換の取組がある。
- ③ 妊娠期・出産期における支援
 - 産後うつ等への対応、極低出生体重児、未熟児、多胎児の場合の支援、疾病を有している場合の支援、経済的な支援、家庭訪問事業などの取組がある。
- ④ 里親・養子縁組での取組
 - 新生児里親委託の取組などがある。
- ⑤ 教育・啓発による支援
 - いのちを大切にする教育、ふれあい体験事業などの取組がある
- ⑥ その他
 - 緊急避難的に子ども(母子)を預かるシステムとしては、一時保護所や施設等への委託、シェルター等の活用により行われている例がある。

第5章 ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題

【第5章の主な内容と要点】

- 第5章では、ゆりかご事例の全体分析の結果やゆりかご利用の動機や背景などを基に、課題をとりまとめた。また、慈恵病院では、ゆりかごの運用と相談業務とが一体的に運用されていることから、病院相談事例から見える状況も併せて考察を行ったうえで、諸課題を整理した。
- 第5章の要点は、次のとおり。
 - ・ 預け入れる以前に関する課題として、「顔の見える相談には限界がある」「地域には知られたくない相談は、市町村では受け止めにくい」「医療機関での相談体制が整えられていない」「思いがけない妊娠への支援、対策が十分でない」「医療機関での障がい児の出産・養育への支援が不足している」などがある。
 - ・ ゆりかごの運用面と対応における課題として、「預け入れられる以前で、母子の身体的な安全が懸念される」「子どもに関する情報収集がなされず、子どもが不利益を被るおそれがある」などがある。
 - ・ 預け入れられた子どもの援助に関する課題として、「児童相談所で実施する社会調査に関する十分な理解が得られていない」「ゆりかごの問題は一県で対応できる事柄ではない」「ゆりかごの子どもは安定的な生活が保障されにくい」などがある。

1. ゆりかごに預け入れる以前に関する課題

(1) 妊娠・出産・養育にかかる相談体制と対応のあり方に関する課題

① 現状の公的サービス（相談体制等）における課題

- 顔の見える相談の形式では限界があるため、匿名で相談できるシステムの検討が必要。
- 戸籍に出生した痕跡が残ることへの抵抗から相談に至らないため、戸籍制度のあり方にについても検討することが必要。
- 乳児院などへの入所措置の段階では匿名での対応ができないため、匿名での措置を認めなど入所措置のあり方も検討することが必要。
- 地域には知られたくない相談は、市町村では受け止めにくいため、地域・市町村・都道府県境をこえて広域で対応していく方向を考えることが必要。

② 行政と民間での相談体制の充実における課題

- 医療機関での相談体制が整えられていないため、ソーシャルワーク機能の強化など、民間の医療機関での相談体制の整備を検討することが必要。
- 医療機関の間のネットワークが形成されていないため、病院間のネットワークをつくり思いがけない妊娠等に即座に対応できるようにすることが必要。
- 相談対応に当たるスタッフの質的充実を図るために、訓練・学習の充実が必要。

③ 相談窓口の周知、情報の提供に関する課題

- 公的相談窓口の認知度が低いため、妊娠・出産に悩みを持つ親に対して、相談機関の情報をしっかりと伝えていくことが必要。

(2) 妊娠・出産期からの支援体制に関する課題

① 妊娠・出産期からの支援に関する課題

- 医療機関での出産後の支援体制が十分でないため、周産期医療機関と市町村保健・福祉部署との連携強化が必要。

- 地域における妊娠期からの支援体制の整備が必要。

② リスクの高い（ハイリスク）家庭等への支援に関する課題

- 思いがけない妊娠への支援、対策が十分ではないため、妊娠初期から相談・助言・支援が受けられる仕組みを考えることが必要。

- リスクの高い家庭には、頻繁かつ丁寧に関わるなど、対応の強化が必要。

- 生活困窮世帯への対応が十分でないため、相談機能の充実だけでなく、経済的な視点も含めた複眼的な視点で要因を挙げて対応していくことが重要。

③ 特段の支援が必要なケースに関する課題

- 10代の未婚女性の妊娠への支援が十分でないため、学校関係者を含めて周りの大人が敏感さを持ち、気づくことに心がけることが重要。

- 市町村保健・福祉担当者が妊娠期から積極的に支援に出向いていくことが必要。

④ 障がい児を出産した親の支援に関する課題

- 障がい児の出産・養育について、適切な告知の時期や伝え方を考慮すると同時に、医療機関にいるうちに不安や困難さを表現させ、支援に結びつけることが必要。

⑤ 出産そのものへの支援に関する課題

- ゆりかごに預け入れる前段階で母子の生命・安全が懸念されるため、自宅での準備のない出産は極めて危険であることを強く注意喚起すべき。

- 出産や妊婦健診への補助制度の充実、無料化など、出産での経済的な支援が必要。

⑥ 妊娠期からの支援体制の広報・周知

- 学校と連携し、男女ともに親になるための教育に早くから取組むことが必要。

(3) 社会全体での取組に関する課題

① あらゆる世代への教育の徹底に関する課題

- すべての青少年が結婚・出産・養育について、基本的な知識を学ぶことが不可欠。

- 妊娠・出産・養育の問題は男性の問題でもあることを男性に認識させることが必要。

② 社会の意識の改革に関する課題

- 戸籍制度を子どもの権利の観点から見直す議論を開始することが必要。

- 未婚の母親や非嫡出子に対する社会的な偏見の解消に向けた努力が必要。

- ゆりかご事例に関しては、関与した児童相談所等での検証が必要。

2. ゆりかごの運用面と対応における課題

(1) 慈恵病院での対応における課題

① 施設の運用面、初期対応での課題

- ゆりかご利用においては、完全に匿名が保たれるとの誤解があるため、機会をとらえて、児童相談所が社会調査することなどを周知することが必要。

② 母子の身体的な安全の確保

- 預け入れられる以前で、母子の身体的な安全が懸念されるため、十分な注意喚起と運用上の工夫等を検討することが必要。

(2) 児童相談所および関係機関の対応における課題

① 児童相談所の初期対応

- 病院相談事例での遠隔地の緊急対応において、親が居住する児童相談所などにスムーズにつなぐ仕組みの検討が必要。

② 熊本市の対応における課題

- 運用状況の検証については、施設の運用面の検証をより一層慎重に行うことが必要。

③ 警察の対応における課題

- 犯罪捜査の観点とは別に、警察に親を捜すことへの協力を求めることが必要。

④ 手続きの共有化に関する課題

- 個別の事例毎に対応せざるを得ない状況にあるため、他都道府県に理解、認識の共有を求めていくとともに、手続きをルール化することが必要。

(3) 利用状況などの公表（情報の公開）に関する課題

① 対外的な公表とマスメディアの報道に関する課題

- 個別事例の報道は子どもの利益の観点からは懸念されるため、子どもの人権・福祉に配慮した報道が望まれる。

- 報道が新たな利用を呼ぶという状況があったため、今後とも、子どものプライバシーに配慮した報道が望まれる。

- 公表の頻度や時期については今後も検討が必要である。

② 専門機関への情報の提供、情報の交換に関する課題

- 児童福祉関係者にもゆりかごに係る課題等が認識されていないため、全国の児童相談所や母子保健関係者などに対して、情報発信をしていく必要がある。

3. 預け入れられた子どもの援助に関する課題

(1) 児童相談所での保護・支援における課題

① 子どもを保護した以降の対応についての課題

- 児童相談所で行う社会調査の実施について、周知・理解を広めていくことが必要。

- 遺留品の保存等について、児童相談所がリストを作成し、管理を行うことが重要。

② 子どもの措置等にあたっての課題

- 児童相談所と乳児院等が連携を密にしながら、子どもの養育にあたっていくことが重要。

- ケース移管など都道府県をまたぐ手続きについては、国の関与を検討することが必要。

③ 広域的な利用にかかる課題

- ゆりかごの問題について、将来的には国の政策的な関与が必要。

(2) 子どもの健全な成長の確保に関する課題

① 乳児院、里親などでの適切な援助における課題

- 乳児院等で子どもを養育するうえでは、児童相談所などの十分な支援が必要。

- 幼児の養育については、児童相談所でも長期的に観察をしながら慎重な対応が必要。

② 子どもの人生についての課題

- 子どもへの真実告知については、専門的見地から検討を行い、備えておくことが必要。
- ゆりかごの子どもに、安定した生活が確保できる方策を検討していくことが必要。

(3) 里親制度と養子縁組制度をめぐる課題

① 里親制度に関する課題

- 里親制度の充実を図るとともに、制度の周知・広報を行うことが必要。

② 特別養子縁組に関する課題

- 特別養子縁組制度を子どもの視点から総括、評価し、見直しをすることが必要。
- 養子縁組あっせんのルール化や、実態の把握とガイドラインの作成が必要。
- 親が判明しない事例での特別養子縁組の申立てについて、事前の十分な検討が必要。
- 特別養子縁組後の養親家庭に対する公的なサポートを検討することが必要。

(4) 家庭引き取り後の見守りと援助における課題

① 家庭引き取りの判断における課題

- 家庭引き取りの場合、愛着形成の状況を十分に把握して、家庭再統合を行うことが必要。

② 引き取り後のフォローにおける課題

- 児童相談所から市町村等への連絡体制等を含め、家庭引き取り後の支援が重要。

第6章 ゆりかごへの評価

【第6章の主な内容と要点】

- 第6章では、ゆりかごがどのような特性・機能を持つのかも踏まえ、運用の実態から見える事象を基に、ゆりかごへの評価をまとめた。現時点での評価として、ゆりかごの持つ特性、ゆりかごの意義と課題、ゆりかごの利用状況、ゆりかごの位置づけなどに関して、委員から出された課題と評価をまとめた。
- 第6章の要点は、次のとおり。
 - ・ 「ゆりかご自体」に対する評価としては、「ゆりかごは、生命を救済する仕組みと表現するより、養育をつなぐ機能を持つ仕組みと表現した方が実態に即している」「ゆりかごが存在することが、子どもの最善の利益を図るはずの『顔の見える相談手続き』を忌避させる可能性を高めている」「ゆりかごの匿名性は、預け入れる者にとっての利益と子どもの将来にとっての不利益といった二面性を持っている」ことなどである。
 - ・ 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」の評価としては、「妊娠・出産・子どもの養育に悩み、追い詰められた人が、考える余裕を持つことで考えを改めたりする事例が多く、トータルの意味では、多くの生命がつながったとも考えることができる」ことなどである。また、「子どもの遺棄を防止する機能」「出産にまつわる緊急避難としての機能」「子どもが犠牲になることを防止する一時保護機能」があると評価できる。
 - ・ ゆりかごの設置が社会にもたらした影響として、現在の児童相談体制では、妊娠・出産に悩む人たちのニーズに対応できていない現状があることが明らかになった点がある。
 - ・ 事前相談の体制が整えられていない、匿名で子どもを預け入れるだけの施設の設置については、子どもの福祉の観点からは、全国に広がっていくことを容認することはできない。
 - ・ ゆりかごの利用状況を見れば、全国にも、丁寧に相談に対応する仕組みと安心して一時避難ができる場所・機能を持った、何らかのシステムが必要である。

1. 現時点でのゆりかごへの評価

(1) ゆりかごを評価するにあたって考慮すべき事項

- ① 子どもの歩むその後の人生・生活を第一に考えること
 - 評価に際しては、「生命の救済」「遺棄の助長」、特に「子どもの人生」を考えること。
- ② ゆりかごの特性を踏まえること
 - 「ゆりかご自体の特性」「事業主体・運営形態としての特性」「親の立場から見た特性」「子どもの立場から見た特性」「社会全体から見た特性」などを踏まえること。
- ③ 親の心理など利用の実態も踏まえること
 - せっぱ詰まった状況にあったのかなど利用の実態を踏まえること。この点では、例えば、ゆりかごを利用する者はもともと地域で相談する潜在力は持っており、衝動的に我が子の命を奪ってしまうようなレベルではないとの考え方もできる。
- ④ ゆりかごが相談業務と一体的に運用されていること

- 相談業務と危機対応を前面に出した運用がなされている点を考慮すること。
 - ⑤ 設置当初に想定された仕組みや対応と実際の運用との比較
 - 実際の運用は、設置の際に企図されたものとなっていない面を考慮すること。
 - (2) 「ゆりかご自体」に対する評価
 - ① 「生命の保障、生命・身体の安全の確保」の観点からの評価
 - ゆりかごは、「養育をつなぐ」機能を持つ仕組みと表現した方が実態に即している。
 - ゆりかご事例の7割強は親の状況が明らかになっており、ゆりかごが一時的な保護機能を果たしたと考えられる。
 - 生後まもない子どもを遠方からゆりかごに連れてくる行為は、子どもの身体・生命の危険を伴い大きな問題である。
 - ② 「子どもの人権・子どもの福祉」の観点からの評価
 - ゆりかご事例では、将来「子どものアイデンティティの危機」を招くおそれがある。
 - 警察においても、犯罪捜査と切り離して、子どもに不利益にならないよう必要な情報を収集するために、捜査能力を最大限生かす必要がある。
 - ③ 「遺棄の助長につながっていないか」との観点からの評価
 - ゆりかごの預け入れ部分だけの仕組みを促進すれば、社会的に倫理観の劣化をさらに誘発する可能性も懸念される。
 - ゆりかごが存在することが、子どもの最善の利益を図るはずの「顔の見える相談手続き」を忌避させる可能性を高めていると考えられる。
 - ④ 「ゆりかごの匿名性」の観点からの評価
 - ゆりかごの匿名性は、預け入れる者にとっての利益と子どもの将来にとっての不利益の二面性を持っている。
 - ⑤ 「設置当初に想定した運用と実際の運用との比較」の観点からの評価
 - 施設の運用の実際と現実の子どもの養育において、現実には、公的機関が関与する点において、設置当初に想定した形とは、かなり違いが見られる。
- (3) 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」の評価
 - ① ゆりかごへの総合的な評価
 - ゆりかごは、実践と経験の積み重ねの中で、「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点が明確化された運用がなされている。その結果、全体の7割強で親が判明しており、子どもの出自を知る権利が損なわれなくなった状況が見られる。
 - ゆりかご事例では、明らかに生命が救われたと判断できる事例は認められないが、相談事例も含めた全体の事例で評価すれば、妊娠・出産・子どもの養育に悩み、追い詰められた人が、考える余裕を持つことで考え方を改めたりする事例が多く、トータルの意味では「多くの生命がつながった」とも考えることができる。
 - 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」の積極的な意義は、以下の3点である。
 - ア. 名前や妊娠の事実を周囲に知られずに相談できる体制があることによって、子どもの遺棄や子どもを危険にさらすことを防止する機能を果たすことが期待できる。
 - イ. 出産にまつわる緊急避難の一つとして機能し、最悪の事態に至らないことを保障する

ことができる可能性がある。子どもの養育を支え、つなぐことができる。

ウ. 親への障がい告知後の対応も含め種々の理由により、周産期の親が精神的混乱によつて子どもが犠牲になることを防止する一時保護機能を果たすことができる。

② ゆりかごの設置が社会にもたらした影響

○ 妊娠・出産に悩む人たちが多く存在するにもかかわらず、現在の児童相談体制ではすべてのニーズに対応できているとは限らない現状が明らかになった。

○ ゆりかごがマスメディアに取り上げられることによって、社会的養護の必要な子どもが多数存在することが知られ、その分野への関心が高まった。

③ ゆりかごが問い合わせる社会のありよう

○ ゆりかごが必要となった社会的背景には、子育て家庭が孤立化している状況があり、ゆりかごの事例には、世間体を重んずる風潮や戸籍が汚れるとの歪んだ身内意識を垣間見ることができる。ゆりかごは、これらも含めたわが国の社会のありようをも映し出している。

○ ゆりかごは、今の社会に生きる私たちが、ゆりかご利用の現実を受け止め、すべてを飲み込んでいく覚悟があるのかを、我が事として真剣に考えることを求めている。

2. 日本のゆりかごのこれから

① ゆりかごが持つ匿名性について

○ ゆりかご事例では、身近な人に匿名が担保されていることで、緊急避難への対応も容易となり、その後の援助に結びついている。しかし、子どもの最善の利益や出自を知る権利の観点からは、社会的に匿名であり続けることは原則として認められない。

② ゆりかごへの行政の支援のあり方

○ ゆりかごは、民間の一医療機関の取組とはいえ、「公事（おおやけごと）」であり、結果として行政も匿名性に対して責任を負うことになる。

○ ゆりかごは、民間のボランティアの取組であるから利用されているといった部分も多く、公の制度とすることについては慎重であるべきである。

○ 相談業務とセットになった預け入れの部分に限定すれば、それを公費でバックアップすることも不可能ではないと考える。

③ ゆりかごが全国に広がることについて

○ 事前相談の体制が整えられていない、匿名で子どもを預け入れるだけの施設の設置については、子どもの福祉を守る観点からは、広がっていくことを容認することはできない。

○ ゆりかごの利用状況を見れば、全国にも、丁寧に相談に対応する仕組みと安心して一時避難ができる場所・機能を持った、何らかのシステムが必要である。

○ その際、相談対応技法など研修の徹底が必要であり、ゆりかごと相談業務から学んだ新しい支援のあり方を、民間中心に創っていくことが必要である。

○ ゆりかごが明らかにした諸課題は、都道府県域をこえた広域的な問題であり、国の関与が望まれる。

第7章 提言と要望—考え得る対応策—

【第7章の主な内容と要点】

- ゆりかごから見える諸課題やゆりかごの評価も踏まえ、議論したうえで、現時点で考え得る提言・要望事項をまとめた。
- 第7章の要点は、次のとおり。
 - ・ 国において、「妊娠期からの相談体制や緊急対応を含めた総合的な体制」を整備することが望まれる。
 - ・ 具体的には、「妊娠・出産・養育に関して緊急の対応ができる相談窓口の設置」「妊娠・出産対応のシェルターの整備」「妊娠・出産・親子の保護にかかる連携の拠点となるナショナルセンターの機能を持つ組織の設置」などを検討することが望まれる。

1. 慈恵病院・熊本県・熊本市に対する要望

- ① 三者の連携した対応、遺留品などの保存と管理の徹底
 - ・慈恵病院、熊本県、熊本市の三者の定期的な連絡会の開催と情報の共有。
 - ・ゆりかご事例の情報や遺留品の保存と管理における十分な体制の確保。
- ② ゆりかごの運用にかかる改善と工夫（慈恵病院）
 - ・自宅出産の後に新生児を預け入れにくる行為が危険であることの注意喚起。
 - ・子どもに関する情報などが多く残されるような施設の運用面における改善と工夫。
- ③ 子どもの最善の利益を考えた援助（熊本県）
 - ・ゆりかごに預け入れられた子どものケース記録などの保存・管理の徹底。
 - ・熊本市児童相談所（平成22年4月）へのゆりかご事例の引き継ぎ。
- ④ ゆりかごの運用状況の検証と公表の継続（熊本市）
 - ・短期的な検証の実施の継続と検証結果の公表。ゆりかごの利用状況の公表の継続。
 - ・ゆりかご事例を対象した中期的観点からの検証の実施。

2. 国に対する提言と要望

- ① 全国の児童家庭相談体制の充実と周知
 - ・児童相談所など公的相談機関での相談対応の周知徹底。
 - ・相談窓口の担当者に対する研修制度の創設、充実の検討。
 - ・妊娠・出産・養育に関して緊急の対応ができる相談窓口の設置。
- ② 妊娠期からの相談体制や緊急対応を含めた総合的な体制の整備
 - ・妊娠・出産対応のシェルターの整備の検討。
 - ・児童家庭支援センターの医療機関への付置の促進。
 - ・ハイリスク家庭・特定妊婦にかかる通告制度の導入の検討。医療機関から市町村への妊娠届および出産届出制度の導入の検討。母子健康手帳制度の改正、運用の改善。
 - ・妊娠・出産に関する経済的支援の充実。子どもの貧困が妊娠・出産・子どもの福祉に与える影響に関する考察と検討。

- ・周産期医療機関へのソーシャルワーカー等の配置。周産期医療機関の専門職への児童福祉制度や子どもの権利に関する研修受講の義務付け。
 - ・妊娠・出産・親子の保護にかかる連携の拠点となるナショナルセンターの機能を持つ組織の設置の検討。
- ③ 里親制度の充実と特別養子縁組制度の充実
- ・里親手当の充実、専門里親の充実の検討。親族里親の柔軟な活用。養子縁組里親への新生児委託の推進。
 - ・特別養子縁組制度の総括と評価。特別養子縁組制度の周知。
- ④ 若者への命を大切にする教育の徹底
- ・公的な相談窓口の学校での周知。教科書の記述の充実。
- ⑤ ゆりかご問題への国との関与
- ・児童福祉に係る審議会等における、ゆりかごの法制度面での問題等の検討。
 - ・ゆりかごが与える影響などについての調査研究。

3. 全国の行政・関係機関に対する要望

- ① 社会調査に対する理解と協力とゆりかご事例の検証
 - ・ゆりかご事例について、熊本県中央児童相談所の社会調査などへの協力（全国の児童相談所や医療機関など）。
 - ・親元の居住地の児童相談所が関わっていた事例について、徹底した検証と結果の情報発信（全国の児童相談所）。
- ② 手厚い援助が求められる事例等への対応の強化
 - ・妊娠中から出産・養育相談があった場合の万全の対応（全国の児童相談所）。
 - ・子どもが児童養護施設などに入所している家庭のきょうだいや母親が妊娠した場合の見守りなどの的確な対応（全国の児童相談所）。
 - ・地域での支援が必要と判断されるケースについての妊娠の時期からの見守りの強化（全国の市町村や地域の要保護児童対策地域協議会）。
- ③ 全国の医療機関等での関わりと対応の強化
 - ・リスクが高いケースへの母子に対する適切な支援と市町村などへの早期の情報提供、広域の周産期医療機関の全国ネットワークの形成（全国の周産期医療機関）。
- ④ 警察における情報の収集
 - ・犯罪捜査の観点とは切り離した、親の情報を収集する捜査体制の創設の検討。

4. マスメディア関係者に対する要望

- ① 子どもに配慮した報道
 - ・ゆりかごに預け入れられた子どもたちの人権とプライバシーに配慮した報道。
- ② ゆりかごから明らかになった課題等に関する報道
 - ・ゆりかごの設置・運用に伴い明らかになった課題等を社会に訴える報道。

5. 地域社会に対する要望

- ・子育て家庭を地域社会全体で支える環境をつくっていくための努力。
- ・妊娠・出産・子育てが社会全体の問題でもあるとの認識の醸成。

第8章 検証会議の考え方のまとめ

【第8章の主な内容と要点】

○ 第8章では、全体のとりまとめとして、ゆりかごの運用実態が示すもの、ゆりかごの評価と今後の方向性、ゆりかごが提起したこととその対応（提言）、ゆりかごが問いかける社会のありようについて、当検証会議の考え方を整理した。

○ 第8章の要点は、次のとおり。

（ゆりかごの運用実態が示すもの）

- ・ ゆりかごには、子どもの預け入れが51人あったが、その中には、幼児や障がい児の預け入れ、福祉専門職や教育職関係者による預け入れもあった。
- ・ このように、ゆりかごの仕組みが、「子どもの最善の利益」を図るはずの「顔の見える相談手続き」を忌避させ、社会的に「倫理観の劣化」を懸念せざるを得ない状況も見られた。

（ゆりかごの評価と今後の方向）

- ・ ゆりかごの匿名性は、「預け入れる者にとっての利益」と「子どもの将来にとっての不利益」の「二面性」を持っているが、社会的には、匿名であり続けることは認められない。
- ・ ゆりかごについて、慈恵病院では、実践と経験の積み重ねを経て、相談業務や危機対応をより前面に出した「新生児相談室」として運営されることを、一層明確化した。ゆりかごについて、相談事例などの実績も含めて考えれば、「全体として多くの生命がつながり、多くの事例が救われている」と評価することができる。
- ・ 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」は、①子どもの遺棄の防止、②出産にまつわる緊急避難、③周産期の親の精神的混乱によって子どもが犠牲になることを防ぐための一時保護といった3点において、一定の機能を果たしていると考えられる。
- ・ ただし、ゆりかご全体として、課題も多いことから、極力、匿名性を排除する努力をすることが重要であり、引き続き、運用状況を注意深く見守っていくべきと考える。
- ・ また、ゆりかごと同様の仕組みが、単なる匿名で子どもを預け入れるものとして、今後、設置・運用されることについては、当検証会議としては、容認することは難しい。

（ゆりかごが提起したこととその対応：提言）

- ・ ゆりかごの利用実態から、妊娠・出産に一人で思い悩む女性が多く存在することが明らかになった。
- ・ こうしたことを踏まえて、国において、新しい仕組みの創設も含めて、「妊娠期からの相談体制や緊急対応を含めた総合的な体制の整備や制度の運用改善」「社会的養護制度の改善」等について検討されることを望む。その際、「親が身近な者に知られず、かつ、子どもの育ちや将来には必要な情報は確実に収集できる仕組み」として整備されることが必要である。
- ・ 具体的には、「匿名で相談ができる、一時的に母子を匿名のまま緊急保護し、短期の入所も可能な設備を備えた施設」が、全国に一定か所整備され、そこを中心にネットワークが形成されることが必要である。

（ゆりかごが問いかける社会のありよう）

- ・ ゆりかご事例から見えるのは、社会のありようの一面であり、現代社会の子育てにおいて個人や個々の家庭だけでは背負いきれないものが形として噴出している状況である。社会全体としてそのことを真摯に受け止めることが求められている。

【ゆりかごの運用実態が示すもの】

○ ゆりかごの設置を契機に充実が図られた慈恵病院の「24時間電話相談」には、医療機関ならではの安心感があることや専門的な見地からの援助や対応がなされていることによって、全国から年間約500件に及ぶ多くの妊娠・出産・子どもの養育に悩む深刻な相談が寄せられている。その中には、遠隔地からの相談で、救急車の要請や近隣の医療機関での受診指導を行ななど、緊急対応の結果、母子の生命の危機が回避される事例も見られた。

　このように、「緊急対応を伴う相談窓口」が、全国の潜在的なニーズを掘り起こし、母と子の援助に結びついたと判断される状況が見られた。

○ 一方、結果的に匿名で子どもを預け入れることも可能な仕組みである「こうのとりのゆりかご」には、当初から「匿名で預かる」というフレーズが一人歩きし、運用開始の平成19年5月10日から平成21年9月30日までの約2年5か月の間、子どもの預け入れが51件あった。その中には、一人での自宅出産の直後に遠方から車や公共交通機関で新生児を連れて来る事例など、母子の生命・身体の安全が危惧される状況があった。また、幼児の預け入れや障がい児の預け入れが複数見られ、福祉専門職や教育職関係者による預け入れもあった。

　このように、「匿名で子どもを預け入れることのできる仕組み」が、「子どもの最善の利益」を図るはずの「顔の見える相談手続き」を忌避させ、社会的に「倫理観の劣化」を懸念せざるを得ない状況も見られた。

○ これらのこととは、妊娠・出産・子どもの養育をめぐって、相談体制の充実や緊急時の一時保護など「トータルな支援体制の整備」が十分でないことを示している。特に、思いがけない妊娠・出産と子どもの養育に対する親身な実効性のある支援が必要とされている。

【ゆりかごの評価と今後の方向】

○ ゆりかごに預け入れに来る親は、もともと「地域で相談する潜在力」を持っているとも考えられること、また、ゆりかごでは、結果的に7割強の事例で親が判明し、児童相談所など「公的な援助」に結びついていることなどから、「生命の救済」「遺棄の助長」「子どもの人生」というゆりかごをめぐる3つの論点から考えた場合、ゆりかごでは、「失われる生命が助かった」というよりも、「子どもの養育が支えられ、その後の援助につながった」と評価する方が、利用の実態には即していると判断される。

　また、利用実態から、ゆりかごの特徴である「匿名性の担保」に着目した場合、妊娠や出産について周囲に相談できず思い悩む者にとって、身近な者に対して匿名性が担保されることで、相談がしやすく、その後の母子の援助にもつながることが期待できると言える。

○ 一方、前述したように、ゆりかごという「匿名で子どもを預け入れることのできる仕組み」が、「子どもの最善の利益」を図るはずの「顔の見える相談手続き」を忌避させ、さらに、社会的に「倫理観の劣化」を懸念せざるを得ないことも事実である。